

(3) 実質公債費比率	1.5%
--------------------	-------------

実質公債費比率は、早期健全化基準、財政再生基準のほかにも指標が18%以上になると、村債の発行に際して県知事の許可が必要となり、25%を超えると一部の村債の発行が制限されますが、本村の比率は、これを大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \text{ の3ヶ年平均}$$

3ヶ年の平均値をみると減少していますが、単年度の比率は前年度より0.63ポイント増加(0.96%→1.59%)しました。この原因は、建設事業等の財源とした地方債の償還額が増加していることによるもので、今後も橋梁改修事業や学校施設建築などの大型事業の財源に地方債を活用していることにより、今後は3ヶ年の平均値も徐々に増加していくと思われます。

(単位：千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
①地方債の元利償還金	326,611	350,527	283,985	265,576	277,444
②準元利償還金	213,408	193,316	82,629	42,654	58,776
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる負担金等	124,820	124,823	23,008	2,428	6,171
公債費に準じる債務負担行為に関する支出	20,043	11,273	10,867	1,466	1,637
公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金	68,545	57,220	48,754	38,760	50,968
観光事業	9,640	247	1,044	463	11,849
簡易水道事業	8,869	11,118	12,345	9,238	10,060
下水道事業	50,036	45,855	35,365	29,059	29,059
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③交付税に算入された元利償還金等	368,160	357,796	316,784	284,845	297,954
④元利償還金等の財源に充てられる特定財源	0	0	0	0	0
分子⑤ = (①+②) - (③+④)	171,859	186,047	49,830	23,385	38,266
⑥標準財政規模	2,825,436	2,796,482	2,677,059	2,718,086	2,710,293
⑦交付税に算入された元利償還金等(再掲)	368,160	357,796	316,784	284,845	297,954
分母⑧ = ⑥ - ⑦	2,457,276	2,438,686	2,360,275	2,433,241	2,412,339
単年度比率 ⑤/⑧	6.99%	7.63%	2.11%	0.96%	1.59%

平成28年度決算の比率(平成26~28年度の平均)	1.5%
平成27年度決算の比率(平成25~27年度の平均)	3.5%

平成28年度決算に基づく実質公債費比率 1.5% < 早期健全化基準 25.0%